

一般廃棄物処理手数料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則第25条の規定に基づき、新潟市廃棄物処理施設（新潟市巻清掃センター・鎧潟クリーンセンター）の一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので新潟市公告式条例第2条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

新潟市長 中 原 八 一

記

1 徴収事務を行う施設

名 称 鎧潟クリーンセンター

位 置 新潟市西蒲区鎧潟12618番地

2 徴収事務受託者

新潟市南区大通黄金3丁目1番27号

一般社団法人 新潟市環境整備推進機構

代表理事 佐藤 淳雄

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで